

## 平成27年度の福岡市指定文化財について

平成28年2月16日(火)に開催された福岡市文化財保護審議会(会長 佐伯弘次)の答申をふまえ、下記のを福岡市指定文化財とすることにいたしましたので、お知らせします。

なお、告示は3月中旬を予定しています。

### 記

#### 福岡市指定文化財

区分	種別	名称	員数	所在地	所有者
1 有形文化財	絵画	しほん ぼくが 紙本墨画 うめ はと とうば ふうすいどうず 梅に鳩・東坡風水洞図 ろつきひょうぶ 六曲屏風	そう 1双	福岡市博多区祇園町 4-50	宗教法人 萬行寺
2 有形文化財	彫刻	もくぞう あみだ によらいりゆうぞう 木造阿弥陀如来立像	く 1軀	福岡市博多区祇園町 4-50	宗教法人 萬行寺
3 有形文化財	歴史資料	まんぎょうしりょう 萬行寺資料	26点	福岡市博多区祇園町 4-50	宗教法人 萬行寺

- 今回の指定文化財は、平成24年度～26年度に、福岡市が筑紫女学園大学の協力を得て行った、寺社資料調査の中で新たに発見されたものです。
- 調査では約5,000点の資料について調査を行い、目録を作成しました。その中から特に重要なものを指定文化財としています。
- 今回指定となった3件の文化財は、いずれも博多区祇園町に所在する浄土真宗本願寺派の寺院、萬行寺の所有する資料です。

## 《参考》

### 1 文化財保護の意義

本市に存在する文化財（有形、無形、民俗、記念物で国・県指定文化財を除く）のうち、本市にとって歴史上、芸術上又は学術上価値が高く、本市の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものについて、その保存・活用のための必要な措置を講ずることにより、市民の文化の向上発展に資するものです。

### 指定文化財について

福岡市の文化財のうち、本市にとって重要なものを指定し、適切な保存、活用を図っていくものです。

### 2 福岡市内の指定・登録文化財件数

今回の指定により、福岡市指定の有形文化財は、絵画が 16 件（員数：43 点）、彫刻は 23 件（員数：42 点）、歴史資料は 6 件（員数：1,054 点）となります。

		指定文化財		登録文化財	
		件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	15	15	18	18
	絵画	16	43	0	0
	彫刻	23	42	0	0
	工芸品	21	21	0	0
	書跡・典籍・古文書	29	1,250	0	0
	考古資料	57	1,150	0	0
	歴史資料	6	1,054	0	0
	小計	167	3,575	18	18
無形文化財		4	4	0	0
民俗文化財	有形	14	246	0	0
	無形	19	19	0	0
	小計	33	265	0	0
記念物	史跡	14	20	0	0
	名勝	2	2	0	0
	天然記念物	3	864	0	0
	小計	19	886	0	0
合計		223	4,730	18	18

※数値は新たに答申を得たものを加えた平成 28 年 2 月 23 日現在のものです。